

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

山 田 義 郎
神 戸 洋 一
福 井 太
日 高 貞 次



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

消防局（総務課、警防課、予防課、指令課、北消防署、南消防署）の平成27年度及び平成28年4月1日から6月30日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

関係各課及び監査室

3 監査の実施期間

平成28年9月15日から平成28年10月21日まで

4 監査の方法

消防局各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

- (1) 予防課及び指令課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、総務課、警防課、北消防署及び南消防署については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

（総務課）

- ①平成27年度宮崎市消防団高岡分団第3部車庫公共下水切替工事について、地方自治法において「契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならない」旨規定されているにもかかわらず、工事完成届を受領・確認しただけで、完成写真等による検査を行っていなかった。
- ②行政財産目的外使用許可を受け飲料水販売会社等により消防局の各署所に設置された14基の自動販売機の電気使用料について、「行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準」（平成16年10月8日伺定）及び平成27年2月6日公有財産事務説明会における教示に基づき、子メーター設置の場合、その月の電力量料金、燃料費調整額、再エネ賦課金及び太陽光発電促進付加金のそれぞれの適用単価を合計したものに当該自動販売機に係る1か月の使用電力量を乗じて得た額を請求すべきところ、電力会社から

の当該署所ごとの請求額を月間総使用量で除して1KWあたりの電力単価を算出しこの単価に当該自動販売機に係る1か月の使用電力量を乗じて得た額を誤って請求していた(平成28年6月分について算定したところ、12,926円の過徴収)。

(警防課)

- ①警防課長、北消防署長及び南消防署長は、それぞれ物品出納員として、課等に配置された備品等の管理記録を行うべきところ、警防課の備品で北消防署及び南消防署中部出張所に配置されたもの(空気ボンベ、ホース、人工呼吸訓練用人形)があった。また、このような備品について、北消防署長から平成28年3月29日付け及び平成28年3月30日付け、南消防署中部出張所長から平成28年3月22日付けで警防課長に物品の廃棄報告があったにもかかわらず、警防課長は、財務規則第165条に基づく物品の廃棄手続き行っていないかった。
- ②平成27年度消防防災フェスタ in 生目の杜開催事業に係る次の消耗品購入について、それぞれ本来1件の案件として契約課執行とすべきところ、財務規則第156条の2の要件範囲内に分割し原課執行により同一業者から購入していた。
 - ア トートバッグ等の購入。執行伺番号34682(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日:平成27年11月2日、支出負担行為額:39,680円)、同34681(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日:平成27年11月9日、支出負担行為額:46,000円)、同34736(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日:平成27年11月16日、支出負担行為額:41,050円)
 - イ 米、たくあん、小豆、菓子詰め合わせなどの購入。執行伺番号35371(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日:平成27年11月2日、支出負担行為額:42,009円)、同35386(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日:平成27年11月16日、支出負担行為額:37,784円)
- ③平成27年度消防活動費(宮崎)に係る備品(常備消防用65mmホース)の購入(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日:平成28年2月29日、支出負担行為額:48,600円)、(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日:平成28年3月8日、支出負担行為額:48,600円)について、本来1件の案件として契約課執行とすべきところ、財務規則第156条の2の要件範囲内に分割し原課執行により同一業者から購入していた。
- ④平成27年度宮崎市地域消防防災支援隊活動補助金に係る事務について、次のような不備があった。
 - ア 副市長通知(平成27年4月1日付け、平成27年度行政経費の節減及び予算の適正な執行について)により、「補助金については、補助対象経費を明確にした要綱の制定を行うとともに、内容等を十分精査したうえで、交付決定を行うこと。」とあるにもかかわらず、宮崎市地域消防防災支援隊活動補助金交付要綱第2条(補助対象及び補助金額)には、「(略)支援隊の活動に係る補助金は、各支部あたり年間30,000円とする。」とされ、補助対象経費が定められていなかった。
 - イ 宮崎市地域消防防災支援隊活動補助金は16支部に各30,000円再交付されており、補助事業実績報告書には各支部の活動報告書と収支決算書が添付されているが、活動報告書の内容から用途が特定できない会議費が収支決算書に記載されており、補助金等の確定に係る実績報告書の内容審査が十分に行われたとは判断できないものとなっていた。

(北消防署)

- ①備品管理について、次のような不備があった。
 - ア 両袖机、片袖机、脇机について、現物はあるものの備品台帳に記載していないものがあった。
 - イ 片袖机、両袖机、脇机、事務椅子、掃除機、乾燥機について、北消防署に配置されているにもかかわらず、総務課の備品として登録されているものがあった。
 - ウ 既に廃棄された備品(65mmホース、50mmホース、25mmホース)について、備品台帳に廃棄の記録をしていないものがあった。

(南消防署)

- ①備品管理について、次のような不備があった。

- ア 青島出張所に配置されている備品（脇机、移動式カウンター）について、備品台帳に記載していないものがあった。
- イ 南部出張所に配置されている備品（食器乾燥機、薬品戸棚）について、備品台帳に記載していないものがあった。
- ウ 備品台帳に登載された備品（OA チェアー、乾燥機、洗濯機、冷蔵庫、マイクロホン等）について、現物が確認できないものがあった。

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。
(警防課)

- ①平成 27 年度消防防災フェスタ in 生目の杜開催事業に係る看板作成業務委託(請負金額: 177,120 円、履行期間: 平成 27 年 10 月 30 日~12 月 7 日) 及び会場設営業務(請負金額: 382,752 円、履行期間: 平成 27 年 11 月 9 日~12 月 7 日) の 2 件の契約について、企画や数量の確定後に同一の 3 業者から見積書を提出させ、うち同一の 1 業者と随意契約を締結しており、財務規則第 133 条に定めのある随意契約によることができる予定価格の要件範囲内での分割発注と推定されるような執行となっていた。看板作成業務と会場設営業務は、一連の業務として、より高い競争性が確保され経費の節減につながることを期待されるような発注を行うことができないか検討されたい。